

雇用と待遇について

Employment and Working Conditions

雇用の制限

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の労務提供契約の中で、次の方は国(防衛大臣)が雇用し在日米軍に提供することができないこととなっています。

基本労務契約(MLC)・船員契約(MC)	諸機関労務協約(IHA)
アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族	アメリカ合衆国の国籍保有者
服役中の者	
18歳未満の者	
労働法規により雇用が禁止され、又は制限されている者	

雇用の種類

基本労務契約(MLC)と諸機関労務協約(IHA)には、大きく分けて常用と臨時の雇用種類があります。

常用	試用期間従業員	常用雇用のため採用された従業員は、最初の6か月間、試用として勤務します。(試用期間は延長、短縮又は免除される場合があります。)
	常用従業員	試用期間経過後、継続的な業務に期間の定めなく雇用される従業員です。
臨時	日雇従業員	1か月を超えない予定の業務に1日単位で雇用される従業員です。
	限定期間従業員	4か月を超えない予定の業務(1回に限り2か月を超えない範囲で延長されることがあります。)又は2年を超えない予定の業務に雇用される従業員です。
	高齢従業員	常用従業員として勤務し、定年の規定により雇用が終了後、1年を超えない期間、65歳まで雇用される従業員です。
	時給制臨時従業員(HPT)	IHAのみの雇用で、臨時的業務を行うため又は常用される従業員を補助するために、1年を超えない期間雇用される従業員です。

※ 試用期間従業員、常用従業員、限定期間従業員及び高齢従業員は、フルタイムとパートタイムに分けられます。フルタイムは、1週間当たりの勤務時間が40時間となります。パートタイムは、1週間当たりの勤務時間が40時間未満となります。 ※ HPT: Hourly Pay Temporary Employees

基本給

勤務する職種ごとに基本給表・等級(1～10等級)が決められており、職種が変わらない限り、原則として等級は変更になりません。主な職種の基本給額は、以下のとおりです。

基本給表	事務・技術系	技能・労務系	警備・消防系	医療系	看護系
等級	1～10等級	1～10等級	1～7等級	1～5等級	1～4等級
基本給額 (フルタイムの場合)	例) 予算分析職 (6等級13号俸～) 248,200円～	例) クレーン運転手 (6等級9号俸～) 205,200円～	例) 消防員 (2等級5号俸～) 185,600円～	例) 歯科衛生職 (3等級5号俸～) 188,400円～	例) 看護職 (2等級5号俸～) 192,400円～
号俸	例) 秘書職 (4等級1号俸～) 195,500円～	例) カウンター・アテンダント (3等級5号俸～) 163,200円～	例) 警備員 (1等級9号俸～) 169,900円～	/	
号俸	通常、採用時は最低号俸から始まりますが、1月1日の定期昇給により毎年号俸はアップしていきます。				

※ 基本給額は、令和4年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。

諸手当

一定の要件を満たした場合に、手当が支給されます。

主な諸手当	内 容
扶養手当	家族等を扶養している従業員に支給されます。 【配偶者:6,500円】、【子:10,000円】、【配偶者及び子以外の被扶養者:1人につき 6,500円】
通勤手当	交通機関等を利用して通勤する従業員に支給されます。【限度額:55,000円】
住居手当	借家借間に居住している従業員に支給されます。【限度額:28,000円】
地域手当	主に民間賃金の高い地域において勤務する従業員に支給されます。横田支部、横須賀支部及び座間支部が管轄する在日米軍基地が該当します。【支給額(基本給+扶養手当)×支給率(3%～20%)】
時間外勤務給	所定の勤務時間以外に勤務した従業員に支給されます。
夏季・年末手当	基準日(6月1日、12月1日)に在籍する従業員に支給されます。【基本給等の2.225ヵ月(夏季)、2.225ヵ月(年末)、合計4.45ヵ月分】
寒冷地手当	寒冷地に勤務する試用期間従業員及び常用従業員に毎年11月から翌年3月までの間に支給されます。三沢支部が管轄する在日米軍基地が該当します。
退職手当	雇用が終了する常用従業員に支給されます。

※ 諸手当の金額等は、令和4年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。また、雇用の種類、地域等によっては支給されない手当があります。
※ 各在日米軍基地の管轄する支部は、P5～6を参照してください。

勤務時間

週の勤務時間は、1週間当たり40時間とされています。また、パートタイム従業員は、1週間当たりの勤務時間が40時間未満となります。1日当たりの通常の勤務時間は、休憩時間を除き8時間以内となっています。

※ 警備員、消防員、販売員、ウェ이터・ウェイトレス等の場合、変則的な勤務時間となることがあります。

休暇

年次休暇 年20日(試用期間中は30暦日につき1日)、夏季休暇 連続する3日間

その他、傷病休暇、結婚休暇、妊娠休暇、配偶者出産休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児休業、介護休業、忌引休暇などがあります。

※ 雇用の種類によっては適用されない休暇があります。

休日

土曜日及び日曜日は休日となっており、このほか次に掲げる日が祝日となっています。

なお、職種により、土曜日及び日曜日以外の日を休日に指定されることがあります。

※ 在日米軍従業員の祝日は、日本国の祝日と異なります。

1月～6月		7月～12月	
1月1日	元 日	7月4日	独立記念日
1月2日・3日		7月の第3日曜日	海の日
1月の第3日曜日	マーチン・ルーサー・キング誕生日	8月11日	山の日
2月の第3日曜日	ワシントン誕生日	9月の第1日曜日	労働祭
5月の最後の月曜日	メモリアルデー	10月の第2日曜日	コロムブスデー
その他、従業員誕生日の祝日があります。 ※ 上記の祝日は、令和4年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。		11月11日	ベテランズデー
		11月の第4木曜日	感謝祭
		12月25日	クリスマス
		12月29日～31日	

福利厚生

健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの各種社会保険が適用されており、このほか健康診断(定期健康診断、成人病予防健康診断ほか)、勤労者財産形成貯蓄制度、災害見舞金、心の健康相談等在日米軍従業員が安心して健康的な生活を送ることができるための福利厚生制度があります。

※ 雇用の種類により福利厚生制度の適用が異なります。

教育訓練

技能・知識・能力の向上を図るため、在日米軍により、コンピュータコース、事務能力向上コース、監督者養成コースなどの各種教育・訓練が用意されています。(新人教育は以下のコラムを参照してください。)

新人教育 米海軍極東通信隊で行われている新人教育の一例を紹介します。

米海軍極東通信隊 通信ケーブル接続工 フォーマン 小菅 達也さん

私たち通信隊は、横須賀・横浜地区の米軍施設において、電話回線の工事、通信設備の設置、管理、修理、並びにメンテナンスを行っています。システム構築時には米国で使われている規格を主とし、米軍人とも一緒に作業をすることから、技術だけでなく語学力も必要な職場です。また、担当地区が広い様々な任務があり大変ですが、皆で協力し合い日々頑張っています。

作業は主に3つのチームに分かれて実施され、それぞれのチームにリーダー、エキスパート、そして見習い従業員が均等に振り分けられています。エキスパートになれば単独での作業もありますが、見習いには必ずエキスパートが付いて安心して作業ができるように配慮しています。米国製の通信ケーブルは日本とは異なる規格のため、通信工事経験者でもはじめはわからないことが多いですが、まずは先輩の補助をしながら業務を覚え、リーダーの指導のもと重要な配置に付いて作業を行いながら、一人前になるのにおおよそ5年を目安としています。

